

*本号で掲載している情報は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で変わる場合があります

毎月2回(1日・15日)発行



18歳、「大人」になる

■成年年齢引き下げにより、18歳(成年)になったらできること

- 親の同意がなくても契約できる(▶携帯電話の契約▶ローンを組む▶クレジットカードの作成▶一人暮らしの部屋を借りるーなど)
- 結婚(女性の結婚可能年齢が16歳から引き上げられ、男女とも18歳に)
- 10年有効のパスポートの取得
- ▶公認会計士▶司法書士▶医師免許▶薬剤師免許ーなど国家資格の取得
- 性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる

■20歳にならないとできないこと

- 飲酒
- 喫煙
- 競馬、競輪、オートレース、競艇など公営競技の投票券購入
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車運転免許の取得

【問い合わせ】法務省民事局参事官室 ☎03-3580-4111

(写真左から菊池真優さん、佐藤綾香さん、押切謙吾さん、三上慈遠さん)

表紙の写真

「大人」になる
思いを掲げる
花北青雲高校卒業生

4月1日、民法改正により成年年齢が18歳に引き下げられます。この春、18歳の花北青雲高校卒業生に、「大人」になることへの思いを掲げていただきました。ビジネス情報科で1Tパスポートの資格を取得した佐藤綾香さんは「感謝の気持ちを忘れず、大学で新たなプログラミング言語の勉強に励みたい」と決意。ビジネス情報科のほか、情報工学科、総合生活科でそれぞれ学んだ専門科目を生かし、「大人」への一歩を踏み出します。